

宮城県における東日本大震災からの復興と担い手育成

Reconstruction and Developing the Agricultural Leaders from the Great East Japan Earthquake in Miyagi Prefecture

大内 孝喜\* 八巻 智\*\* 遊佐 隆洋\*\*\*  
 (OOUCHI Takayoshi) (YAMAKI Satoru) (YUSA Takahiro)

I. はじめに

宮城県では、東日本大震災の津波により、沿岸部の農地約14,300haが被害を受けた。これら農地の復旧・復興を進めるため、県では平成23年10月に「みやぎの農業・農村復興計画」を策定し、①効率的な土地利用と営農方式の導入による地域農業の再構築、②次世代を担う競争力のある農業経営体の育成、③壊滅的な被害からの復興モデルの構築を基本理念として、その実現を図るため、特に甚大な被害を受けた11市町、20地区、約5,300haで東日本大震災復興交付金を活用した「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」を実施している。

本報では、震災発生から7年が経過し、沿岸部の事業実施地区で、地域農業の担い手がどう育成されてきているかを紹介する。

II. 津波被災地の状況

被災前の沿岸部約5,300haでは、担い手の経営面積が約10%程度で、個別経営体が水田中心の営農を行っている状況であった。

被災後のアンケート調査などによれば、住居や農作業機械の流出などにより営農再開が困難という農家が多く、また担い手で地域農業を担っていきたいが経営規模拡大には不安があるとの声が多く聞こえていた。

市町の復興計画に基づき、土地利用計画で引き続き農地として活用する地域については、早期の営農再開に向けた災害復旧を実施するとともに、農地の面的な集約・経営の規模拡大などを旨とするため、大区画圃場整備を行うこととした。

III. 農地整備事業実施に当たっての課題

事業実施に当たっては、県発議として実施できる制度は創設されたものの、換地処分などに係る同意徴集が必要なことから、宮城県では通常の土地改良法に基

づき申請事業として実施することとした。そのためには次の大きな課題が2つ挙げられた。

- ① 沿岸部の一部が災害危険区域に指定され、生活拠点は内陸部に集団移転することとなり、生活と生産の場が分離される状況の中、沿岸部農地の活用に向け、競争力のある経営体を育成することが必要。
- ② 沿岸部の農村地域では防災集団移転促進事業により市町が買い上げた住宅用地が農地の中に点在し、農地の大区画化整備に支障を来すことが想定されることから、併せて土地利用の整序化計画が必要。

IV. 計画段階における対応

1. 地元の合意形成の促進

特に新規地区の事業実施に向けて、早期に事業計画を策定し、事業に着手するためには、農地整備事業に対する地元の合意形成を早期に図る必要があった。県では復興交付金事業の効果促進事業を活用し、県独自の農地整備推進支援事業(図-1)を実施した。

農地整備推進支援事業は、地域でのワークショップを開催するファシリテーターを派遣する業務と、各地区での合意形成を進めていく中で各地区の課題などへ適切に対応するための有識者からなるアドバイス委員

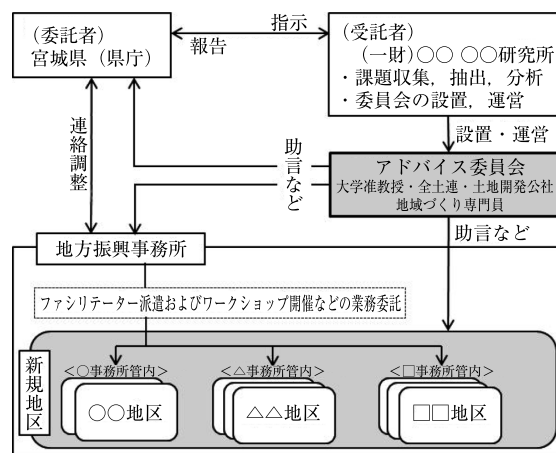


図-1 合意形成促進の体系図

\*宮城県農林水産部農村整備課  
 \*\*宮城県農林水産部農地復興推進室  
 \*\*\*宮城県仙台地方振興事務所農業農村整備部

合意形成、東日本大震災、農地整備、農地集積、2ha区画、土地利用の整序化

会などを運営する業務で構成し、担い手の目標を国の「農業・農村の復興マスタープラン」などを踏まえ、各種の支援策を十分に活用し、国が目指す20~30ha規模の経営体を実現するように努めた。本事業は平成24年から25年度で実施した。

## 2. 土地利用の整序化

農地が大宗を占める地区に防災集団移転元地が点在している場合には、農地整備事業地区の一定区域を含めて、換地制度を活用し、土地利用の整序化を図るとともに、農地の大区画化に向け、効率的な区画整理が行える事業計画とした。

## V. 事業実施段階での対応

### 1. 農作業機械への対応

津波などで流出した農作業機械については、被災地域農業復興総合支援事業により、地域の農地整備事業などにより農地が集約され、大規模経営が可能となることから、その担い手規模に応じた機械の導入を市町が支援する形で連携を図った。

### 2. 新たな標準区画の導入

経営規模の拡大と併せて、生産性と収益性の高い土地利用型農業を実現できるよう、労働生産性のさらなる向上を目的に、農道ターンも取り入れた「新たな標準区画(2ha区画)」(図-2)を地元に提案し、2地区約1,300haに導入している。

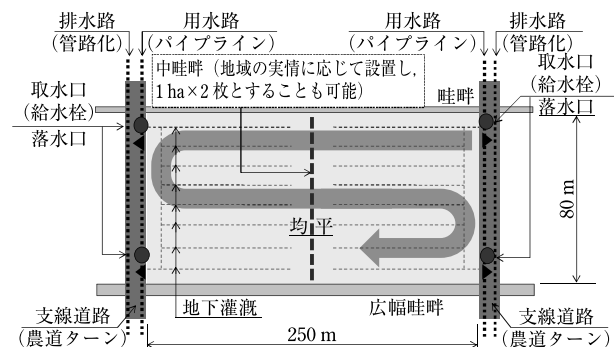


図-2 標準区画計画図(2ha区画)

## VI. 担い手育成状況

農山漁村地域復興基盤総合整備事業を活用した事業地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画(促進計画)における経営規模別営農面積割合は、表-1のとおりで、全体の集積目標は74%となっている。

促進計画は見直しを行い、現在の経営体構成は、生産組織が11組織、法人が47法人、集落営農が5集落、個別認定農業者239名を目標としている。組織などはすでにほとんどが設立されてきており、うち46組織(73%)が震災後に設立された組織である。中間

表-1 基盤整備関連経営体育成等促進計画における営農面積割合など

担い手等 経営規模区分	農地整備事業 地区内面積 (ha)	営農面積 割合 (%)	経営体数	
担い手	100 ha 超	582.5	11.0	6
	50 ha 超	1,267.6	24.0	20
	20 ha 超	696.0	13.2	19
	4 ha 超	1,398.6	26.5	255
	小計	3,944.7	74.7	300
その他個別農家	1,335.1	25.3		
計	5,279.8	100.0		

管理機構事業との連携もあり、当初の受委託中心から利用権設定に大きく移行しており、当初目標としていた経営規模20haを超える担い手の営農面積が、地区の約5割を占める形でまとまってきている。

## VII. おわりに

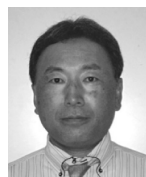
今回の東日本大震災では、沿岸部の担い手状況が一気に10年から20年先に進んだとも言われ、地域農業をどう再生・発展させていくかが大きなテーマとなっている。復興交付金も平成32年度までとされており、これから各地区とも換地処分などを迎えることから、農地中間管理事業も活用しながら、さらなる集積を図っていくとともに、目標達成に向け育成指導を継続していくことが必要である。

### 参考文献

- 菅原喜久男ほか：農地整備事業による「土地利用の整序化」の取組み、水土の知83(2), pp.31~34 (2015)
- 郷古雅春ほか：宮城県の沿岸低平地における復興農地整備の取組みと維持管理問題、水土の知84(7), pp11~14 (2016) [2018.8.10.受理]

### 略歴

大内 孝喜 (正会員・CPD 個人登録者)



1967年 山形県に生まれる  
1991年 山形大学大学院農学研究科修士  
2017年 宮城県農林水産部農村整備課  
現在に至る

八巻 智 (正会員・CPD 個人登録者)



1971年 宮城県に生まれる  
1994年 岩手大学農学部卒業  
2015年 宮城県農林水産部農地復興推進室  
現在に至る

遊佐 隆洋 (正会員・CPD 個人登録者)



1978年 宮城県に生まれる  
2000年 岩手大学農学部卒業  
2018年 宮城県仙台地方振興事務所  
現在に至る